

☆*****

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】第32回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催
について

☆*****

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は2024年2月27日、第32回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。今回の部会では、以下の議題で議論が実施されました。

- ①健全化法への対応について
- ②社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理について

当部会の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38068.html

■事務局より資料1、資料2-1について説明が行われました。

1、健全化法への対応について（厚生労働省HP 資料1をもとに記載）

<存続厚生年金基金を解散又は他の企業年金制度等に移行させる際の論点>
(前回第31回での議論等を基に、事務局にて論点をまとめたもの)

厚生年金基金制度とDB制度においては掛金、税制、給付等において違いがあることから、解散や移行に伴う制度設計の見直しに際しては、事業主のコストや受給者等の財産権の観点からも検討を行うことが必要。

○基金が解散する場合、受給者等に対して一時金として残余財産が分配されることとなり、受給者の年金はなくなる。加入者・受給者ともに、期待されていた終身年金の給付が受けられない等の不利益が生じることとなる。また、解散時に積立金が最低積立基準額等に不足する場合には、事業主等が不足分を掛金として一括拠出

する必要が生じる。

○代行返上により DB に移行する場合、代行部分を除き権利義務が DB に承継されるものの、次の点などで同一の制度設計とはできないため、事業主等または受給者等の不利益が生じる可能性がある。

・厚生年金基金においては、掛金の負担は加入員と事業主との折半（加入者の同意なく加入者掛金を徴収）が基本となっているが、DB 制度においては、加入者掛金の拠出は本人の任意によるものとなる。このため、事業主は

－加入者掛金を継続する場合、拠出の有無による加入者間の給付水準の差をどうするか

－加入者掛金を廃止する場合、事業主掛金を増額するか、給付水準を下げるのか

等を検討する必要がある。

・厚生年金基金から支払う年金については、基金と国とで支給要件が異なり、代行部分は厚生年金保険制度であれば支払われないケース（受給資格期間 10 年未満など）であっても基金からは支払っている「独自給付」がある。

DB に移行した場合には、このような他制度の支給状況に応じて独自給付を行う規定を設けることはできない。

○厚生年金基金と DB とでは、拠出・運用・給付時の税制が異なるため、受給者等の不利益が生じる可能性がある。

※当該健全化法についての議論は、「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理（案）」に追記される予定。

2、社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理（案）

・厚生労働省 HP 資料 2-1 について、事務局より説明。事務局より、中間整理（案）は、これまでの部会における委員の意見をまとめたもの、との発言あり。

（資料 2-1）<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001214903.pdf>

・中間整理（案）の「V 結びに」において、「令和 5 年度の当部会の議論をここに整理し、次期制度改正・税制改正に向け、来年度（令和 6 年度）の企業年金・個人年金部会において、各論点について更に深掘りしつつ、議論を行っていく」との記載あり。

3、委員からの意見（一部抜粋）

《健全化法への対応について》

- ・時代の流れの中で一定の役割を終えた制度であること、DBとの比較における税制上の不公平感の解消、受給権の保護を前提とした移行等の意見を踏まえ、厚生年金基金の運用状況が公的年金に影響することを防ぐため、残った基金に対して一定の期限を示しつつ代行返上を促す方向性には賛同。ただし、期限については、労使の判断は最大限尊重する観点から、期待されていた給付を受けられない不利益が生じる可能性や、DB制度との違いを踏まえた移行の判断、解散後の制度設計も含めて、労使で十分に議論を尽くすため、必要な期間を設けるべき。法制上の措置を講じるにあたっては、厚労省において、残った基金との丁寧な対話をお願いし、当該労使の検討状況、DBへの移行に求められる支援等を踏まえて、法制上の措置を本部会で改めて議論をすべき。
- ・歴史的な役割を終えたものとして、制度としてフェードアウトしていくべきかと思う。健全化法については、健全でないものを整理する主旨だけであったとしても、今回は、健全なものについても他制度への移行や解散をしていただくという方向性を積極的に出すべきではないか。労使合意を尊重する必要があるのは承知しているが、公的年金との関係もある問題なので、国がより積極的に介入して、労使合意の方向性について誘導していくことも許されるのではないか。コストや不利益が少なくなるように丁寧な対応は不可欠であるが、今後も検討を続ける、というような存続ありきの中途半端なものではなく、方向性を明確に示すべき。
- ・現存している基金については、いずれも適正に運営されており、（年金局によるヒアリングにおいても）解散は考えていないということ、また、健全化法では、財政が健全な基金は強制的に解散させず、基金ゼロをゴールとして明確に規定していないこと、一方で、（当時の）国会での議論にて、基金解散の奨励という方向性を示されたということ、を踏まえ、全基金の解散という将来像を見据えつつも、健全な基金を継続している現状は法的にみて問題ないものと理解している。現存の加入者・受給者の権利を保護しつつ、法制度等をどのように変えていくのかということについて議論を継続するのが適当であろう。

《社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理（案）について》

- ・年金部会との合同部会（第30回社会保障審議会企業年金・個人年金部会）において、公私年金の役割分担等の議論をしたが、その点を総論として触れてほしい。
- ・（中間整理（案）の34行目～）「私的年金制度が働き方や勤め先の違いによって有利・不利が生じないシンプルな制度とすることが重要との意見があった」という部分について。多数を占める第2号被保険者の中で考えると、有利・不利が生じないようにするがあまり、制度が複雑で分かり辛くなっているのではないか。公平や中

立だけを追求するのではなく、より大事なもの、例えば私的年金のカバー率を上げることなどから見たバランスも考えると良い。

- ・(129行目～) 特別法人税については、部会での議論において、廃止や課税凍結を強く求める意見が多くあったため、そのことも追記すべき。
- ・(204行目～) DCの中途引き出しの対象範囲を広げることには反対。高齢期の所得保障という趣旨を踏まえて慎重に検討すべきであるので、反対の意見があったことも追記してほしい。
- ・(238行目～) DB・DCの見える化について。DBの給付の在り方や積立計画は、各企業の人事報酬戦略を踏まえて、労使合意に基づいて決定されるものである。労働条件の開示につながる話であり、慎重な検討が必要であるという視点も追記してほしい。また、情報開示のあり方については、私的年金制度は公的年金制度と相まって国民の老後所得を確保していく趣旨の仕組みであるため、公共性の高い機関で基盤を整備し主導的に対応していく形が望ましいということも追記してほしい。

最後に、事務局より、次回の議題、開催日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

*****メール配信サービス(年金NEWS・メルマガ)*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本・年基・202402-170-0469-D